資料２

第８次上市町総合計画及び
第２期上市町まち・ひと・しごと創生総合戦略
（骨子）

【第１回審議会の資料からの変更点】

・新型コロナウイルス対策に関する追記等（P7、8、11、12 の赤字部分）

・基本理念の修正及び説明の追加（P14、15 の赤字部分）

・まちの将来像の４案等を掲載（P16～18）

・施策の大綱の追加（P22～27）

令和２年７月現在

上市町

目　次

第１編　序論 1
１．計画の趣旨と役割 1
　１－１．計画の趣旨と役割 1
　１－２．計画の構成と期間 2
２．上市町の現況 3
　２－１．位置及び地形・地質 3
　２－２．歴史・文化 4
　２－３．人口 5
　２－４．世帯数 6
　２－５．自然増減・社会増減 6
３．社会的潮流 7
４．将来に向けたまちづくりの課題 9
　４－１．施策の満足度・重要度の分類 9
　４－２．テーマごとのまちづくりの課題 10

第２編　基本構想 14
１．まちづくりの基本理念 14
２．まちの将来像 16
３．人口・土地利用フレーム 19
　３－１．人口フレーム 19
　３－２．土地利用フレーム 20
４　施策の大綱 22

第１編　序論

１．計画の趣旨と役割

１－１．計画の趣旨と役割

（１）総合計画策定の趣旨

本町では、まちの総合的かつ計画的な行政運営の指針として、過去７次にわたり総合計画が策定されてきました。平成 23（2011）年に策定された第７次総合計画では、「町民との協働のまちづくり」を基本に、「『確かな地域力』で創る　存在感あふれる上市」を将来像として、４つの基本目標の取り組みにより、まちづくりを進めてきました。

第８次上市町総合計画は、これまで策定された総合計画の成果を継承しつつ、本町における課題や変化する社会的潮流などを見極め、自然環境や、歴史や文化などの地域資源を大切にしながら、本町が取り組むべきまちづくりの方向を明らかにするために策定するものです。

（２）まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の趣旨

急速な少子高齢化の進展による人口減少や、東京圏への人口一極集中に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、地方を活性化するための基本的な理念を定める「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨を踏まえ、本町において人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域社会を実現していくために、平成 27（2015）年に第１期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第１期総合戦略」という）を策定し、人口ビジョンを踏まえて設定した、目指す人口目標である「平成 31（2019）年度に 21,000 人」に向けて、計画的に施策の展開を図ってきました。

令和２（2020）年度には第１期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が満了を迎えるにあたり、国の第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、第１期総合戦略の成果や課題を調査・分析した上で、第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するものです。

１－２．計画の構成と期間

（１）総合計画

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の３層構造により構成します。

①基本構想

本町の課題を踏まえ、令和３（2021）年から令和 12（2030）年までの 10 年間におけるまちの将来像や、まちづくりの基本的な方向性を示すものです。

②基本計画

基本構想を実現するため、基本構想の計画期間の終期である 10 年後を見通して、中間年である令和７（2025）年までの具体的な施策を示し、主な事業などを体系的に明らかにするものです。

また、基本構想の中間年には改めて施策の評価を行い、後期５年の基本計画を策定します。

③実施計画

基本計画を踏まえ、具体的な事業計画を明らかにするものです。毎年度の予算編成の基本となる計画で、３か年の計画を毎年見直していきます。また、計画の策定にあたっては、財政計画との整合を図ります。

（２）総合戦略

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、町政の最上位計画である総合計画との整合性を確保するとともに、国の第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しつつ、効果の高い施策を集中的に実施していく観点から、計画期間は、令和３（2021）年から令和７（2025）年までの５年間とします。

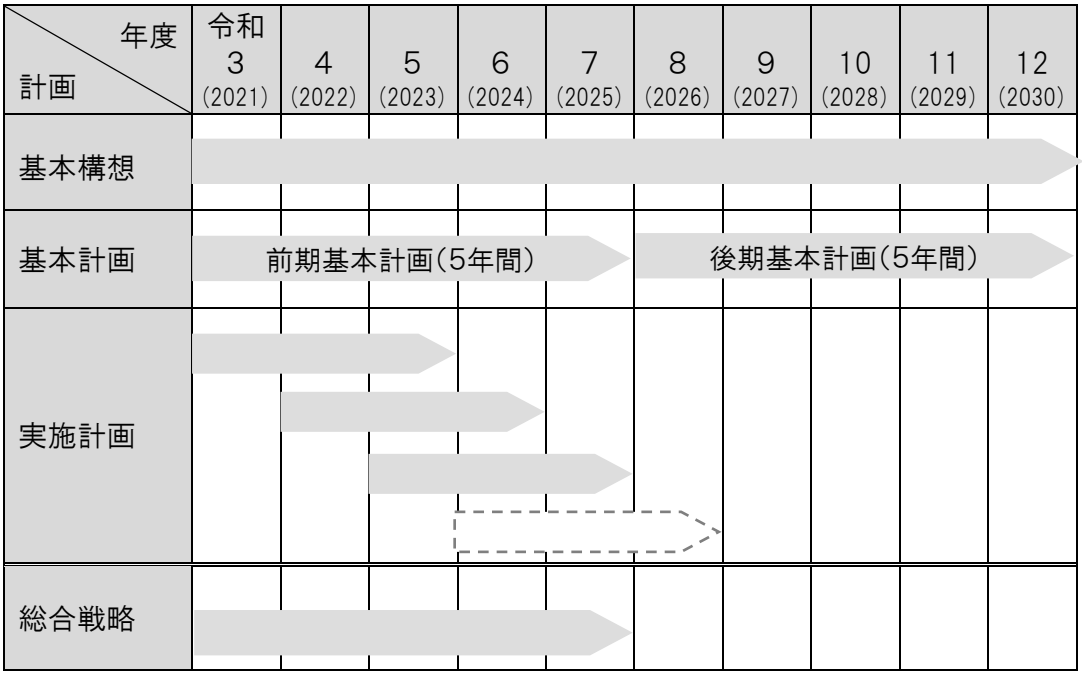

２．上市町の現況

２－１．位置及び地形・地質

上市町は、新川平野の中央に位置し、富山市の以東約 15 ㎞にあって、東南に長く延びた長方形をなしています。

総面積は、236.71 ㎢であり、東南部は標高 2,999ｍに達する剱岳を主峰として、南へ奥大日岳・大日岳・早乙女岳、北へ池平山・赤谷山などの山岳地帯を形成し、魚津市、黒部市及び立山町に接しています。

東南部に源を発する早月川及び上市川は西方に流れ、東高西低の地形をなし、北西部は平野地帯で富山市、滑川市、立山町及び舟橋村と接しています。また、町中央部には高峰山断層、東部には牛首断層、平野部には魚津断層が存在しています。

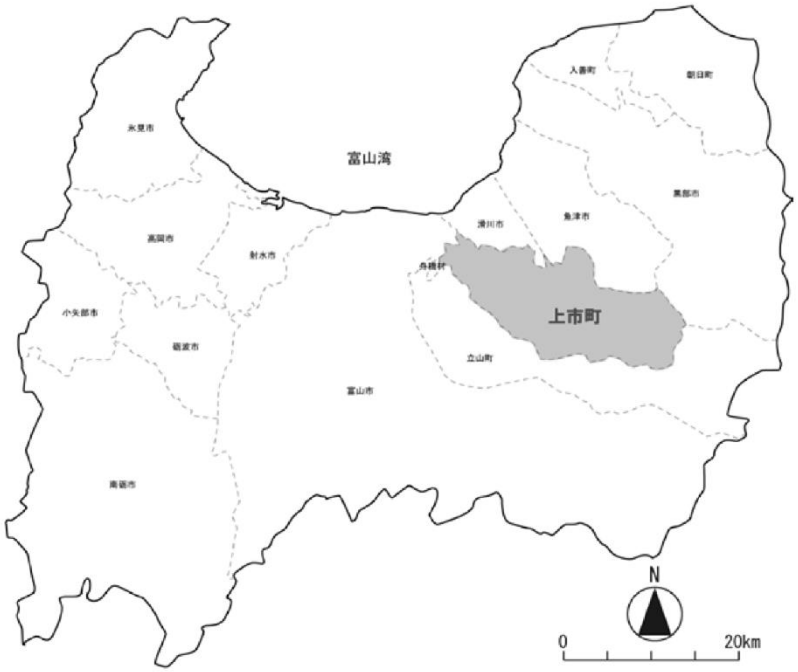

図　上市町の位置

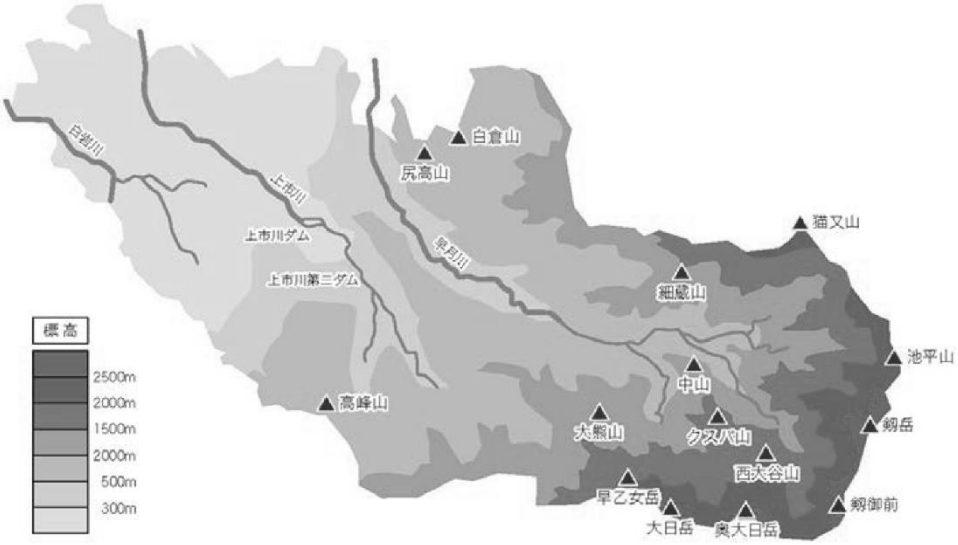

図　上市町の地形の状況

２－２．歴史・文化

上市川沿いの丸山台地には、先土器時代の遺跡としては北陸で最初に発見された眼目新遺跡があり、その他にも縄文式文化期の遺跡は 20 数遺跡を数えるなど、県内でも遺跡数の多いことから古くからかなり多くの人々が住んでいたことが推定されます。

上市町は、もと松尾野という集落でしたが、交通の要衝にあり、市が開かれたことから上市野と称するようになり、文政７（1824）年の資料によると 450 戸の町並みをつくっていました。

明治 22（1889）年４月の町村制の実施によって上市町となり、昭和 16（1941）年に音杉村と、昭和 28（1953）年には南加積村、山加積村、宮川村、大岩村及び柿沢村と、昭和 29（1954）年には相ノ木村及び白萩村と、昭和 30（1955）年には立山町の一部と合併し、昭和 31（1956）年には山加積地区の一部が分離、昭和 38（1963）年に立山町の新村を編入し、今日の姿となりました。

表　町域の変遷

合併等年月日	合併町村	合併後			合併種別
		市町村	面積（㎢）	人口（人）	
昭和16年4月1日	中新川郡上市町・音杉村	上市町	5.80	6,954	合体
昭和28年9月10日	中新川郡山加積村・南加積村・宮川村・上市町・柿沢村・大岩村	〃	58.98	20,303	〃
昭和29年4月1日	中新川郡相ノ木村	〃	63.39	21,878	編入
昭和29年5月10日	中新川郡白萩村	〃	242.22	25,790	〃
昭和30年1月1日	中新川郡立山町の区域のうち大字横越・神田・大塚・赤木・中村・野徳・野福の区域を中新川郡上市町に編入	〃	243.53	26,522	境界変更
昭和31年6月1日	中新川郡上市町の区域のうち大字本江・小森・田林・東福寺野・東福寺及び五位尾・黒川の地域の一部を滑川市に編入	〃	237.53	25,109	〃
昭和38年11月1日	中新川郡上市町の一部を立山町へ、中新川郡立山町の一部を上市町へ	〃	237.39	24,690	〃
平成元年11月10日	国土地理院の再測量による面積修正	〃	236.77	23,879	
平成26年10月1日	〃	〃	236.71	21,156	

【出典】上市町統計書

２－３．人口

本町の人口は、近年減少傾向が続いており、昭和 55（1980）年では 24,028 人であったのが、平成 27（2015）年では 20,930 人となっています。

年齢３区分別の人口では、年少人口（15 歳未満人口）と生産年齢人口（15～64 歳）が減少傾向にあり、老年人口（65 歳以上人口）が増加傾向にあります。平成７（1995）年には老年人口が年少人口を上回っており、平成 27（2015）年では老年人口が 7,034 人、年少人口が 2,302 人となっています。生産年齢人口は減少傾向が続いており、平成 27（2015）年では 11,581 人となっています。年齢３区分別人口割合をみると、徐々に少子高齢化が進んでいる状況となっており、特に老年人口は、平成 12（2000）年には 22.3%であったのが、平成 27（2015）年には 33.6%と 11.3 ポイント増加しています。

図　人口の推移

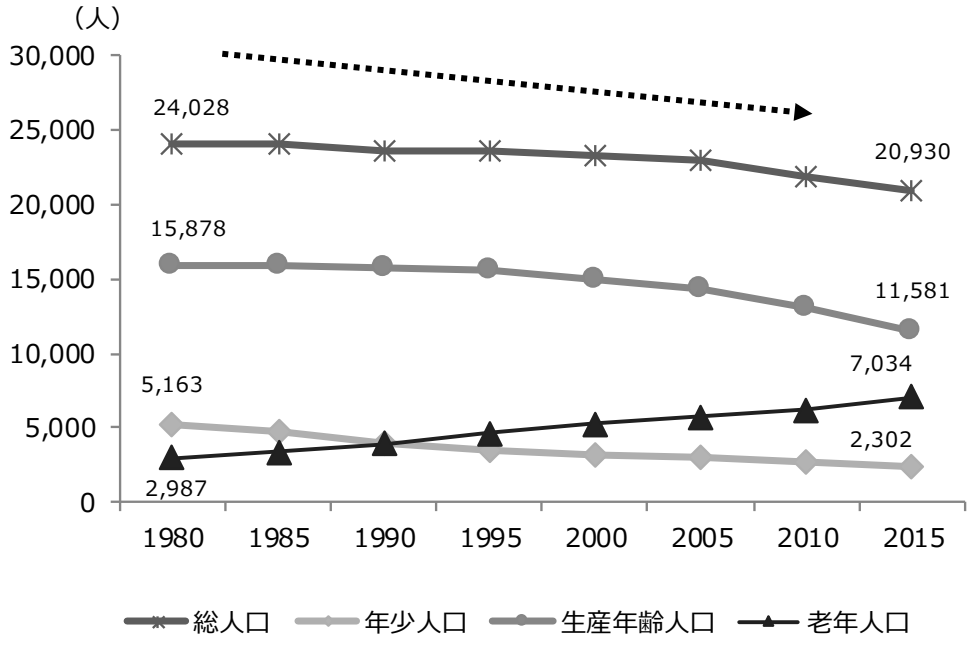

図　年齢３区分別人口割合の推移

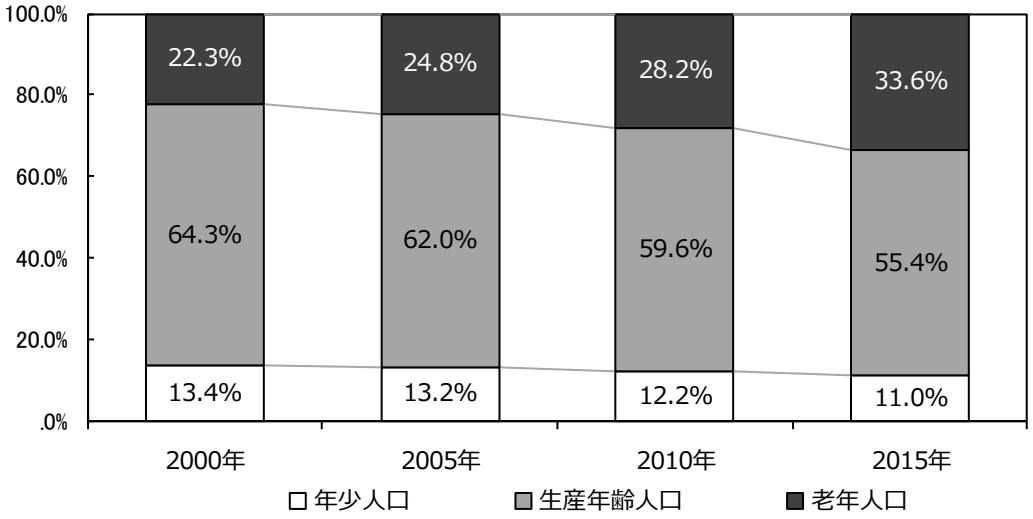

【出典】総務省「国勢調査」

２－４．世帯数

本町の世帯数は増加傾向のち、平成 22（2010）年から平成 27（2015）年にかけて減少しています。内訳をみると、単独世帯、核家族世帯は増加しており、その他の世帯は減少しています。

また、近年の世帯数をみると、総数では増減を繰り返しています。地区別にみると、南加積地区、宮川地区、柿沢地区、相ノ木地区、弓庄地区は増加傾向にあります。

図　一般世帯数の推移

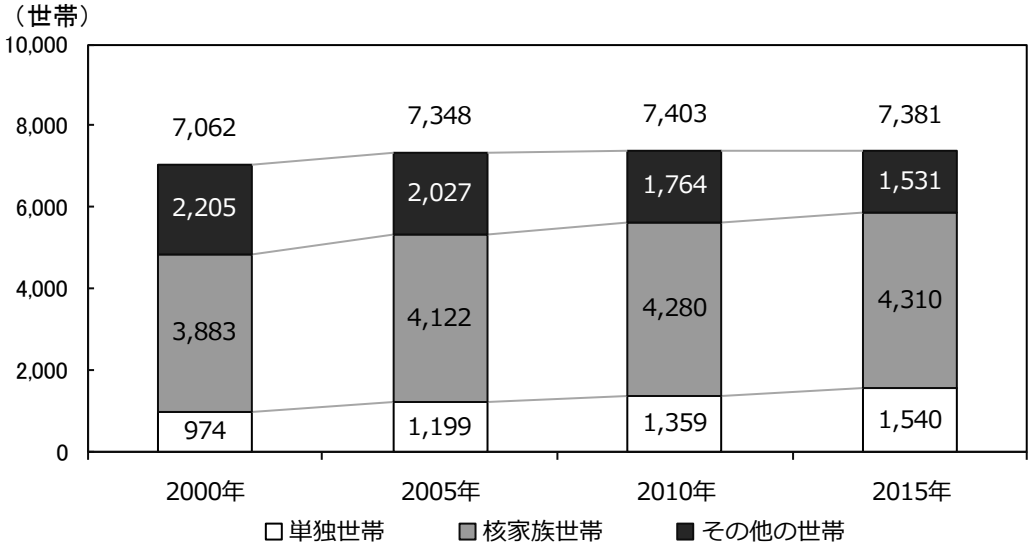

【出典】総務省「国勢調査」

２－５．自然増減・社会増減

自然増減（出生児数と死亡者数との差）は、概ね減少傾向が続いており、特に平成 17（2005）年以降は 100 人以上減少する傾向となっています。社会増減（転入者数と転出者数との差）は、平成 12（2000）年以降概ね減少傾向となっています。

図　自然増減・社会増減の推移

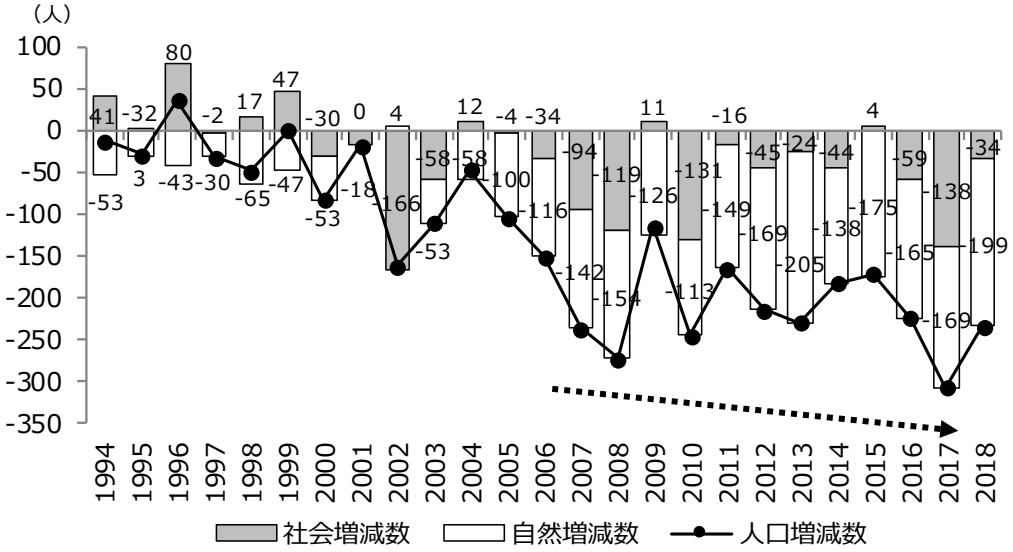

【出典】総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」再編加工
※2012 年までは年度データ、2013 年以降は年次データ。2011 年までは日本人のみ、2012 年以降は外国人を含む数字。

３．社会的潮流

計画を策定するにあたって、本町のまちづくりのこれからの 10 年を展望するためには、次のような社会的潮流に注視していく必要があります。

（１）人口減少社会と地方創生への対応

わが国の人口は平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じています。更なる少子高齢化の進行や団塊世代が 75 歳以上を迎えることにより、医療や社会保障、介護、地域コミュニティへの影響が懸念されています。こうした地方の現状に対して、国では平成 26（2014）年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定するなど、地方創生・人口減少克服に取り組む姿勢を打ち出しました。

本町においても、少子高齢化や人口減少が進行し、今後もこの傾向が続くことが見込まれます。このような人口構造の変化は、労働人口や税収の減少、地域社会のコミュニティ機能の低下など町の施策全体に関わる問題となることが懸念されます。このため、子育て支援や教育、高齢者支援など住み続けたいと思える環境づくりに向けた施策や地方創生施策に引き続き取り組むとともに、移住・定住の推進や関係人口の拡大など持続可能な地域社会に向けた担い手確保の取組を行う必要があります。

（２）安全・安心がより重視される時代

未曾有の被害をもたらした東日本大震災後、国は「国土強靱化」を掲げ、国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつ国土、経済社会システムづくりを進めてきました。しかし、その後も平成 28（2016）年の熊本地震などの発生や、度重なる土砂災害、大規模浸水被害の発生などから、大規模災害に対する関心は一層高まっています。気象においても、近年の気候変動に伴い、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化し、平成 30（2018）年の台風や豪雨の被害など全国各地で甚大な被害が発生しています。

こうした自然現象における脅威に加え、近年では、手口が巧妙化する特殊詐欺やサイバー犯罪の被害拡大、高齢ドライバーによる交通事故や自転車運転による人身事故などが顕在化し、住民生活を脅かす不安が広がっています。

一方、令和２（2020）年には、新型コロナウイルスが感染拡大し、医療崩壊の脅威にさらされたほか、密集・密接・密閉を回避するため、全国的な外出の自粛、働き方の見直し、学びを止めないための対策などを迫られました。

今後、地域での見守りや助け合いなど相互扶助の仕組みの強化を図りながら、また、新しい生活様式にも対応しながら、安全で安心なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

（３）ライフスタイルや価値観の多様化

単身世帯や高齢者世帯、共働き世帯の増加など、家族の状況や社会環境の変化により、ライフスタイルが多様化するとともに、価値観や住民ニーズも多種多様になっています。共働き世帯数の推移をみると、全国では平成４（1992）年に共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、その差は拡大傾向にあります。個人の意識についても、「仕事」と、育児や介護、趣味や学習、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる「ワーク・ライフ・バランス」の考え方が定着しつつあります。また、新型コロナウイルスと向き合う「新しい生活様式」に対応することも求められます。

本町では今後「ワーク・ライフ・バランス」の推進や、住民一人ひとりの個性や能力が発揮できるようなまちづくりに取り組んでいく必要があります。

また、外国人労働者の就労を大幅に拡大する改正出入国管理法が平成 31（2019）年４月に施行されたことにより、今後、異なる言語や文化、習慣を持つ外国人労働者の増加が見込まれます。地域社会の一員として共存しながら生活するにあたり、多文化共生社会への取り組みを行う必要性が高まっています。

（４）人と人とのつながりを大切にする社会

核家族や単身者等向け生活サービスの浸透や近隣コミュニケーションの減少、プライバシー保護の厳格化などさまざまな要因が重なりあい、「無縁社会」と言われる人と人との関係の希薄化が深刻化しています。このままでいくと、地域コミュニティにおいて重要な役割を担う自治会（町内会）等の地縁組織の活動が弱まることが懸念され、環境美化や防犯活動、感染症拡大時や災害時の支援活動など、住民同士が支えあう地域社会の再構築が求められています。

本町においても、核家族や単身者の増加に伴う新たな地域課題が顕在化する一方で、既存の地域課題も複雑化、多様化することが見込まれるため、住民、住民団体、事業者、行政などが協働で取り組んでいく必要があります。

（５）社会経済情勢の変化

わが国の経済は平成 20（2008）年の世界金融危機以降、低迷状態が続き、近年はようやく回復の傾向が見られますが、令和２（2020）年の新型コロナウイルスによる世界的な感染の影響により、社会経済情勢が一時低迷し、感染拡大防止策の充実と経済の回復が重要な課題となっています。

一方、企業の雇用形態の変化や就業の多様化による非正規雇用者の増加や、消費税率の引上げに伴う個人消費の低迷が懸念されています。また、労働力不足により外国人労働者数が全国で 160 万人を超えており、今後、産業や就業構造が大きく変化するものと見られます。

また、訪日外国人旅行者数は平成 23（2011）年以降大幅に増加しており、平成 30（2018）年には 3,000 万人に達していますが、その後世界的な感染症拡大の影響を受け、大きく減少しています。

国は、国連が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」の実施指針を平成 28（2016）年に決定し、「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす。」という理念のもと、17 の目標と 169 のターゲットにより、国内実施と国際協力の両面で国際社会をリードしていくとしています。

本町においても、大きく変化しつつある社会情勢の中、持続可能な地域社会の実現を目指し、ＳＤＧｓの目標を踏まえた行政運営をめざしていく必要があります。

（６）情報化の進展と生活の変化

ＩＣＴ（情報通信技術）の普及・発展により、地球規模での交流が拡大し、リアルタイムの情報共有が 進んでいます。これにより、利便性の向上やライフスタイルの多様化が促進されるとともに、社会を大きく動かす力となっています。今後は、ＡＩ（人工知能）や、情報家電から様々なセンサーまであらゆるものがインターネットにつながるＩｏＴ（Internet of Things）の技術が更に高度化し、移動体通信において５Ｇ（次世代無線通信規格）が普及し、データ通信の高速化・大容量化が進むなど情報インフラの革新により、それらが新たな社会インフラとして住民生活に一層浸透し、経済や社会、暮らしの基盤となったり、感染症拡大防止策の一つになっていくと考えられます。しかし、一方で、情報格差の発生、運用コストの増加、人間関係の希薄化、ネットによる犯罪の増加などの課題も顕在化しています。

本町においても、地域課題の解決や住民サービスの向上、行政事務の効率化にＩＣＴの活用を検討する必要があります。

４．将来に向けたまちづくりの課題

４－１．施策の満足度・重要度の分類

町民意識調査において、各まちづくり施策について満足度と重要度を尋ねました。それらを、以下の方法で、満足度と重要度の得点化を行った後、平均値を算出し、散布図を作成しました。

満足度と重要度の得点が平均点で交差する座標（下図）の４つの象限をそれぞれＡ～Ｄとします。このとき、重要度が高いにも関わらず、満足度が低い（Ｃ）に位置する項目が、特に住民ニーズの高い施策になると考えられます。

■重要度と満足度の相関図

※重要度と満足度において、不満＝１点、やや不満＝２点、どちらでもない＝３点、やや満足＝４点、満足＝５点、不明・無回答＝０点として、各回答割合を点数換算し、500 点（５点×100%）中の得点率を計算したもの。（各選択肢×回答割合の合計／500）

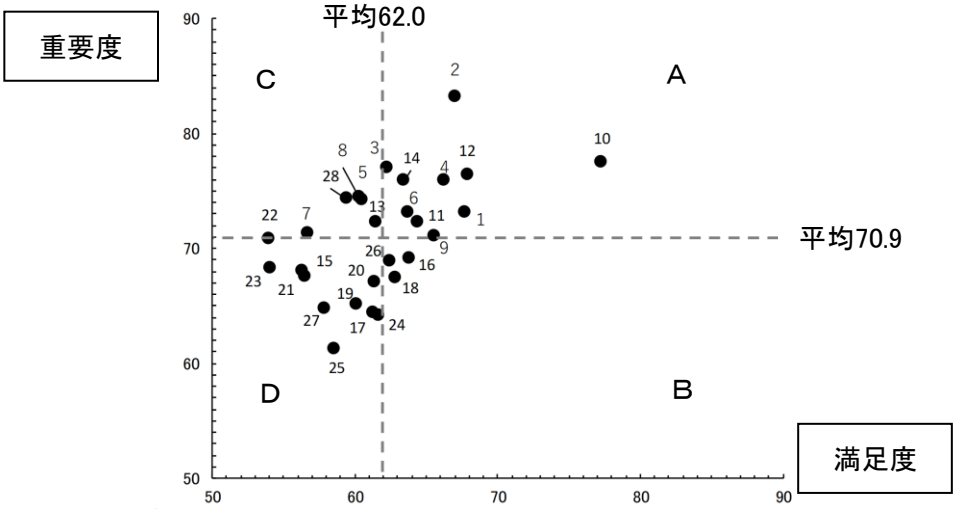

Ａ　満足度も重要度も高い施策（10 項目）

施策	満足度	重要度	施策	満足度	重要度
1　保健（健診・健康講座など）	67.7	73.0	9　上・下水道	65.6	70.9
2　医療	67.0	83.0	10　ごみ収集	77.3	77.4
3　高齢者への介護・福祉	62.3	76.9	11　消防・防災	64.4	72.2
4　障害者への支援	66.3	75.9	12　除雪	67.9	76.3
6　定住促進	63.7	73.0	14　防犯	63.4	75.8

Ｂ　満足度は高く、重要度は低い施策（3項目）

施策	満足度	重要度	施策	満足度	重要度
16　生涯学習環境	63.9	69.0	26　地域の情報化	62.4	68.8
18　歴史・文化の保全・活用	62.8	67.3			

Ｃ　満足度は低く、重要度は高い施策（5項目）

施策	満足度	重要度	施策	満足度	重要度
5　子育て支援	60.5	74.1	13　交通安全	61.5	72.2
7　公園・道路整備	56.7	71.2	28　行財政運営	59.5	74.2
8　公共交通	60.3	74.3			

Ｄ　満足度も重要度も低い施策（11 項目）

施策	満足度	重要度	施策	満足度	重要度
15　小・中学校の教育	56.6	67.4	22　中心市街地のにぎわい	54.0	70.8
17　スポーツの振興	61.3	64.3	23　観光の振興	54.0	68.2
19　農林業の振興	60.1	65.1	24　国際交流	61.6	64.1
20　工業の振興	61.4	67.0	25　男女共同参画	58.6	61.2
21　商業・サービス業の振興	56.3	68.0	27　コミュニティづくり	57.8	64.7

４－２．テーマごとのまちづくりの課題

（１）少子化や若年層の流出への対策

・本町では、15 歳未満の人口が減少を続け、少子化が進行しています。また、20 代、30 代といった若年層の転出も多く、教育や福祉、子育て支援などの住民サービスを充実させ、若者や子育て世代が住みたい、住み続けたいと思えるような環境整備が必要です。

・子ども・子育て支援に関して、町民意識調査では未婚の理由として「結婚したいと思える相手がいない」「出会う機会、きっかけがない」への回答が多く挙がっているほか、理想として希望する子どもの数が３人である割合は約 35%ですが､現実的に希望する子どもの数が３人である割合は約 17%にとどまっており、差がみられます。今後、結婚から妊娠期、子育て期にわたる総合的支援を提供するために、地域に密着した結婚支援及び出産から子どもの成長に合わせた、切れ目の無い子育て支援体制の構築・継続が必要です。

・町民意識調査では、教育で力を入れるべきこととして「学校・家庭・地域の連携強化」や「パソコンやスマートフォンなどの情報通信技術を活用した教育の推進」が多く挙がっていました。町の未来を担う子どもたちが、自ら学ぶ意欲と生きる力を育み、基礎的・基本的な学力の定着と体力・運動能力の向上を図るため、ＩＣＴ等を活用した環境整備や少人数の強みを生かした教育カリキュラムの検討など、健やかに育つことができる教育環境の充実・強化が必要です。

・若年層が進学や就職を機に転出しても、本町に戻って子どもを育てたいと思えるよう、本町の現状に触れて、地域の魅力や歴史文化等の普遍的な価値に気づき、町を愛する心が醸成されることが大切です。町民意識調査では、「自分のまち」としての愛着を感じている 20 代から 40 代は６割前後となっており、引き続きふるさと学習を充実させることが必要です。

（２）超高齢社会への対応

・本町の高齢化率は今後も増加する見込みとなっています。さらなる高齢化に備え、健康づくり活動や介護予防の充実などの「健康寿命の延伸」による、健やか長寿社会を目指したまちづくりを進めていくことが重要です。

・生涯スポーツや生涯学習を通じた生きがいづくり、高齢者や高齢者に仲間入りする前からの社会参加や社会貢献の機会提供、支え合い・助け合いによる「小地域を基本単位とした地域福祉活動」の推進など、分野横断的な施策・事業を総合的に実施することによって、超高齢社会に対応していく必要があります。

・今後 10 年のうち、団塊の世代が後期高齢者となり、医療・介護・福祉に対するニーズは増大することが想定されるなか、行政が住民と関係団体・機関とのつなぎ役となり、地域で高齢者を支える仕組みを整えることが必要です。そのため、医療と介護の連携、地域における支援など、関係団体や機関同士の連携体制の構築が必要です。

・平均寿命が延びる中、だれもがいつまでも健康で、地域で支え合いながらともに生きていくことが大切です。人生 100 年時代を豊かに生きるため、リカレント教育の展開をはじめとする新たな生涯学習の場や機会の提供と充実が求められていることから、多世代が参画することができる生涯学習の推進が求められています。また、地域での学びや活躍の場へ参加するためのきっかけづくりの工夫をするなど、積極的な情報提供が必要です。

・併せて、がん検診や特定健診の受診率の向上を図り、年齢、性別に応じた栄養指導を進めたり、自らの努力により健康寿命を延伸することに加え、かみいち総合病院の経営健全化、保健・医療・福

祉の連携を図り、地域やＮＰＯ・ボランティアなど各種団体が協働できる環境を整備する必要があります。

・ボランティア活動などの社会奉仕活動や、健康づくりにもつながる文化・スポーツ活動、特色ある伝統行事への参加や保護活動を通じて、地域への誇りや愛着心を持った、次代のまちづくりを担う人材の育成につなげていく必要があります。

（３）雇用の創出や地域活性化に向けた取組

・町民意識調査では、農業振興のために力を入れるべきことは「農業後継者・新規就農者の育成」、観光客を増やすためには「宿泊施設や観光施設を増やす」、商工業振興のために力を入れるべきことは「企業誘致の促進」がそれぞれ最も多く挙がっています。

・雇用の場が少ないことや、日常生活の不便さなどを理由に、若者の流出に歯止めがかからない状況です。農林業と他業種との連携や、一次産品の付加価値を高める６次産業化など、新たな展開による雇用拡大や所得向上による地域産業の活性化を図る対策が必要です。

・近年では、フレックスタイム制やテレワークに代表される、時間や場所を問わない多様な働き方があり、二地域居住のように複数の拠点を行き来する新しいライフスタイルが提案されています。働き方やライフスタイルの多様化に伴うきめ細やかなニーズに対応した環境の整備が求められています。

・ＩＣＴ（情報通信技術）の急速な進化は、交通、医療、福祉、観光、教育、防災等の様々な分野で、課題の解決や新規ビジネスの創出を促し、社会経済活動全体を変革する可能性を高めており、その効果的な利活用が不可欠となっています。

・企業誘致は、雇用や税収に大きく寄与することから積極的に取り組むべき課題となっており、そのためにも、北陸自動車道上市スマートインターチェンジを軸とした都市基盤の整備において、誘致に向けた環境整備を着実に推進することが求められています。

・地域の活性化のためには、剱岳をはじめとした豊かな緑や水などの自然環境、寺社仏閣、遺跡といった歴史的資源などについて、観光・レクリエーション振興の地域資源として戦略的に活かしていくとともに、積極的な情報発信や訪問者の多様なニーズへの対応を図ることにより、まちの魅力を伝えていくことが求められています。

（４）安全・安心な地域社会づくり

・本町においては、環境基本計画に基づき、ペレットストーブ設置への補助、ごみの減量化、環境意識の向上、自然環境の保全等に取り組んでいますが、さらなる環境への認識を深め、意識を高める必要があります。

・平成 27（2015）年の国連サミットでは、地球環境や経済活動、人々の暮らしなどを持続可能とするためにすべての国連加盟国が令和 12（2030）年までに取り組む行動計画であるＳＤＧｓが採択されました。本町においても、全ての住民が幸せに暮らすことができる持続可能なまちへの取り組みを行う必要があります。

・本町は、近年においては大規模な災害をあまり受けたことがなく、災害リスクが比較的低いまちです。しかしながら、平成 23（2011）年に発生した東日本大震災の教訓もあって、住民の地震や水害など防災に対する意識は高まりつつあります。災害に強い道路、水道や避難所の確保、公共施設や住宅の耐震化などの「国土強靭化」を進めるとともに、防災意識の高揚や、自主的な防災活動の一層の推進を図ることなどが課題となっています。

・高齢者や子どもなどの弱者を狙った犯罪や動機が明らかでない凶悪犯罪が全国的に顕在化している他、特殊詐欺やサイバー犯罪による被害も後を絶ちません。防犯対策の強化を地域ぐるみで進めていく必要性が高まってきています。
・子どもや高齢者等へ配慮した交通環境の整備は交通事故などを未然に防ぐために重要であるとともに、防犯に役立つ見守り環境の充実や街路灯などの整備が求められています。
・今後も感染症拡大の脅威は免れないと見込まれ、一人ひとりが情報収集に努め、新たな生活様式の下で感染対策を継続的に行うよう、行動を促すことが大切です。

（５）まちの基盤整備と維持の推進

・住環境においては、計画的な宅地開発や空き家の解消が求められています。また、美しく快適なまちへ向け、取り組みを進める必要があります。
・公共交通について、町営バスの路線再編などの取り組みを進めていますが、住民意識調査において、住み続けたくない理由として「公共交通が不便だから」が最も多く、交通政策で効果的だと思う取り組みは「駅周辺に駐車場を整備」が５割台、「免許返納者等の自動車免許を持たない方の公共交通全体の利用料金減」が約４割となっています。新たに整備される上市スマートインターチェンジを活用しながら、継続的に公共交通の利便性を維持・向上させることが必要です。
・良好な居住環境を確保することは重要な視点であり、人口が減少していく中で、まちの機能を維持・増進していかなければなりません。公共施設や、道路、橋りょうなどの都市基盤の老朽化が進む中で、適切な維持管理に加え、建て替えや長寿命化、配置適正化の検討を進めて極力将来に負担を掛けない取り組みを行う必要があります。

（６）誰もが住みやすい環境づくり

・現在、町が抱える課題である「人口減少」について、これまでの人口推移及び将来の人口推計から、町の人口は今後も確実に減少していくことは避けられない状況にあります。このことから都市部との交流や関係人口の拡大、移住・定住の推進による人口維持へ向けた取り組みとあわせ、人口減少に対応できる地域社会の構築のための取り組みが求められます。
・人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっており、近年では情報化の進展や価値観の多様化などにより、ＬＧＢＴなど性的少数者の人に対する配慮も大切です。複雑化する人権問題に対して、問題解消に向けた取り組みを進めていく必要があります。
・本町に外国籍の住民が住んでいることを踏まえ、異なる文化や価値観への理解を深め、多文化共生をめざすまちづくりが求められています。

（７）コミュニティの活性化と協働のまちづくり

・町民意識調査では、コミュニティづくりに対する満足度が 17.2%にとどまっているおり、また、まちづくりに関わる団体の構成員が高齢化していたり、人材が不足していたりすることから、今後の担い手育成の支援が求められます。
・一方では、町民意識調査より、今後「まちづくりに参加したいと思っているが、機会やタイミングがつかめない」が４割を超えており、まちづくり活動への参加を促進し、協働のまちづくりを強化することが必要です。
・さらに、将来の地域の担い手づくりとして、移住した「定住人口」、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」の創出が大切です。そのため、「関係人口」を継

続的に呼び込み、地域への貢献活動を実行してもらうための仕組みづくりが必要です。

・ライフスタイルや価値観、住民ニーズに比例し、住民の行政に対する要望も多様化しており、地域特性や住民ニーズに対応したまちづくりが求められています。しかしながら、全ての住民ニーズに対して行政だけできめ細やかに対応することは限界があります。行政の視点だけでなく、地域の実情をよく理解している住民や事業者などとともに、多様な視点を持って課題の解決方法等を考えることで効率的・効果的なまちづくりを展開していくことが必要です。

・関係団体・事業者ヒアリングにおいて、行政との協働について、できることがあれば関わっていきたい旨の意見が挙がった一方、町内で活動する団体の取組の情報提供の充実を求める意見も挙げられたことから、「かみいち公募提案型まちづくり事業」や企業版ふるさと納税などを通じて関係団体・事業者との協働を充実することが求められています。

（８）行政の効率化と財政の健全化

・社会保障費の増大や高度成長期以降に整備してきた社会資本の老朽化に伴う維持管理や更新コストの増大に伴う財政負担の拡大が懸念される一方で、人口減少の進行に伴う労働人口の減少や市場規模の縮小等によって、税収の伸びが見込めない状況が予想される中、既存ストックの有効活用や計画的なアセットマネジメントの実施、広域連携の強化による、効率的な行政経営と健全で持続可能な行財政運営がこれまで以上に強く求められています。

・高齢化の進展と生産年齢人口の減少によって、生産性の向上や質の高い行財政運営が求められています。そのため、ＩＣＴを活用した業務の標準化・効率化に努め、更なる業務改革の推進と安定的な財政運営が必要となっています。併せて、限られた人材での行政運営に向けて、職員一人ひとりの能力を組織的に育成することが求められています。

・町民意識調査では、「広報上市」を毎号必ず読んでいる割合が約５割、「議会広報かみいち」では約25％、Net３の「チャンネルかみいち」を週１回は見るようにしている割合は１割台となっています。行政や地域団体の取り組みなど、住民のもとに有用な情報が正確に届くよう、情報を集約・発信できる体制を整えるとともに、情報が住民へ確実に届く仕組みづくりが必要です。

・財政の健全化には、行政のスリム化や効率化により歳出を抑制するだけでなく、定住促進や地域産業の振興、企業誘致、観光・レクリエーションの活性化などによって、いかに歳入を増やし、町の財政力を強化するか、さらには働く場を増やし、まちに活気を生み出すかという考え方も合わせて求められています。

第２編　基本構想

１．まちづくりの基本理念

前述で掲げたまちづくりの課題を踏まえ、以下の３つの基本理念を定めます。

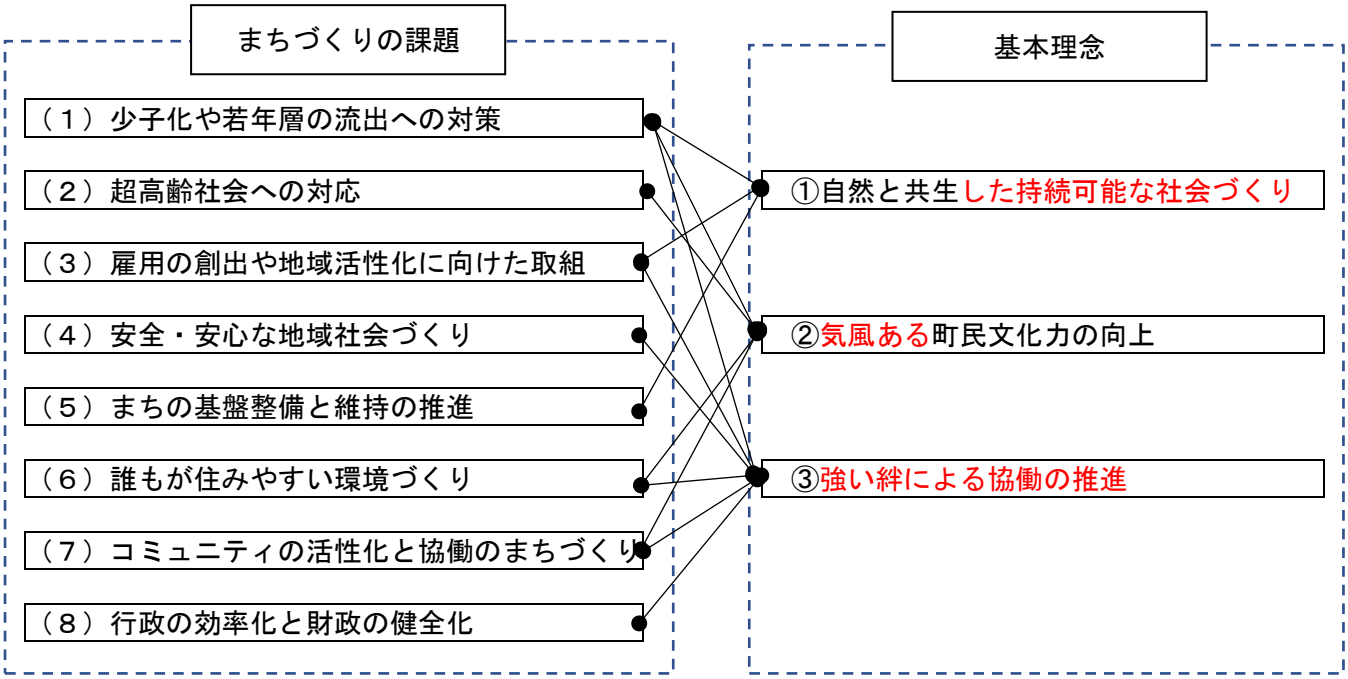

（1）自然と共生した持続可能な社会づくり

上市町には、市街地や商業施設、住宅地、工場といった都市的機能が整っている一方で、剱岳をはじめとした豊かな自然を有しており、農林業を支え、観光資源にもなっています。このように、上市町は都市的機能と自然の両方を有する町です。

国際連合は、経済・社会・環境の調和をとりながら持続可能な社会を実現するための、全世界共通の目標として「持続可能な開発目標（SDGｓ）」を掲げています。SDGｓの達成に向けた取り組みを行い、都市と自然、両方の良さを高めていき、産業の振興、住み心地の良い環境づくりにつなげます。

（2）気風ある町民文化力の向上

上市町は、先土器時代から人の営みがあり、山岳信仰の門前町としての発展を通じて、数多くの文化財を有するとともに、著名な功績を残した偉人を輩出しています。

現代を生きる私たちは、先人たちが積み上げてきた上市町の魅力や強み、気風を継承するとともに、未来を生きる次世代が、上市町に対する愛着や誇りを持ちながら、一人ひとりが輝き、幸せを感じながら暮らせるように、子どもから高齢者まで、学びを深めて視野を広げて、生きがいを持ち、互いの違いを認め合って、町の魅力を高めていきます。

（3）強い絆による協働の推進

一人ひとりはまちづくりを担う大切な人材であり、みんなが「我が事」として豊かなまちづくりに取り組むためには、行政、住民、事業者、団体と、上市町に関わる全ての者がつながり、交流を重ねて絆を深め、協働に変えていくことが、まちづくりの大きな推進力となります。

一人ひとりが主体的に考え、協働の行動を行うことで、地域で子どもの成長を見守り、高齢者や障害者等支援を要する人を支え合って、心身共に安心して健やかに暮らせる環境を築き、誰一人取り残すことのないまちづくりを推進していきます。

２．まちの将来像

【案１】

つながる　にぎわう　ささえあう　すべては私とミライのために

みんなが主役のまち　上市

【趣旨説明】

町民１人ひとりが幸せになることが、上市町が幸せになるということです。

自分と町民みんなの未来のため、町民一人ひとりが主体的に取り組む意識を高めることが重要です。「私とミライのために」と表現することで、町のあるべき姿が多くの人々に共有されて我が事としてとらえられ、町民と町を応援したい人々が、あるべき姿を実現するための様々な政策・施策の必要性に共感して、実際の取組みに積極的な参画ができます。

また、世代間交流によって子供からお年寄りまで幅広くつながり、子どもが増えてかつての活気が戻り、中小企業が中心となって担い手が育てるなどして産業が元気に賑わい、町民全員が輝き、困難があってもささえあうことで幸せを感じ、満足と感じる町を目指します。

未来を「ミライ」と表現することで、より未来感が伝わるとともに、細田守監督の「未来のミライ」を連想し、上市町をイメージできるよう工夫しています。

【基本目標キーワード】つながる　にぎわう　ささえあう

【案２】

変えるべきところは変え　守るべきものは守る

すべては私とミライのために　みんなが主役のまち　上市

【趣旨説明】

時代の変化に対応していないものは迅速にどんどん変化させるとともに、今ある豊富な緑と水、美しい街並み、文化、地域に根ざした歴史ある病院など、守るべきものはしっかり守り、未来の世代へとつなげることで、住民の満足度が高く魅力のある町を目指します。

日々変化していく時代や社会情勢を考えれば、従来の形を変えるためのチャレンジと守るためのチャレンジは、必要不可欠です。変化すること、チャレンジすることは大変リスクは高いのですが、何のために変化しなければならないのか、何のためにチャレンジするのかを後半の部分で明確に表現することで、全町民の理解と町に関わる全ての者への協働を呼びかけています。

未来を「ミライ」と表現することで、より未来感が伝わるとともに、細田守監督の「未来のミライ」を連想し、上市町をイメージできるよう工夫しています。

【基本目標キーワード】変えるチャレンジ　守るチャレンジ

【案３】

幸せでわくわくするミライのため　変化と継承にチャレンジし

選ばれるまち　上市

【趣旨説明】

上市町が未来に向けて発展を続けるためには、町民自身が行動をおこし、時代に合わせた変化と、自然や伝統・文化などの未来へ継承する取組みへチャレンジすることが必要不可欠です。

若者をはじめとした町民が、未来へ期待感（わくわく感）を持って様々な事にチャレンジし、住んでいて幸せを感じ、「住み続けたい」「移住したい」「子育てしたい」「事務所を置きたい」「やりたい仕事がある」「人に紹介したい」など町内外の人や企業から選ばれる町を目指します。

未来を「ミライ」と表現することで、より未来感が伝わるとともに、細田守監督の「未来のミライ」を連想し、上市町をイメージできるよう工夫しています。

【基本目標キーワード】住み続けたい　子育てしたい　働きたい

【案４】

やりたいことがある　会いたい人がいる

ミライに向け　住み続けたくなるまち　上市

【趣旨説明】

新しいものを次々に作ることや新しいことをどんどん始めるのではなく、上市町に今ある地域資源を育て、太く強いものに育てていくことが最も大切であり、近隣市町村や首都圏からどうやって人や店を引っ張ってくるのかを考えるのではなく、現状をどうやって維持していくか、子育て環境や協働のまちづくり、町の中小企業、地域福祉の力を強めるなど、今あるものをより良くして、今いる住民が住み続けたいと思える町になることが最も重要であると考えます。

町民にとって、「住み続けたい町」「やりたい仕事がある町」「会いたい人がいる町」となり、その魅力を町外へ発信し、移住定住や企業誘致の促進を図ることで、10 年先、またそのさらに 10 年先まで町が発展することを目指します。

未来を「ミライ」と表現することで、より未来感が伝わるとともに、細田守監督の「未来のミライ」を連想し、上市町をイメージできるよう工夫しています。

【基本目標キーワード】住み続けたい環境がある町　やりたい仕事がある町　会いたい人がいる町

※町民憲章

昭和 58 年 6 月 20 日制定

私たちの祖先は、いにしえより厳しく気高い剱岳を仰ぎ、豊かな風土にはぐくまれ 、栄光ある歴史を築きあげてきました。

私たちも、剱岳の雄々しさにあこがれ、美しい水と緑に育ち、希望に生きる上市町民です 。

より豊かで、住みよい、文化のかおり高い上市町をつくるために、この憲章を定めます 。

一　郷土を愛し　緑豊かな美しい町をつくりましょう

一　心のふれあいを深め　愛情あふれる平和な町をつくりましょう

一　勤労にはげみ　スポーツに親しみ　活力あふれる町をつくりましょう

一　視野を広め　科学と文化の豊かな町をつくりましょう

一　若い力を育て　希望と活気のみなぎる町をつくりましょう

３．人口・土地利用フレーム

３－１．人口フレーム

本町の人口は、近年減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。自然動態では出生数が減り、死亡数が増えています。社会動態では、10 歳代後半から 20 歳代を中心に転出が多く、30 代に転入が多い傾向がみられます。

近年の国勢調査の結果（平成 22（2010）年及び平成 27（2015）年）をもとにした人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）によると、第８次総合計画基本構想の目標年度である令和 12（2030）年には、17,119 人になると見込まれています。これに対し、今回同時策定する人口ビジョンにおいては、出生率を令和 12（2030）年までに県民希望出生率 1.9 まで上昇し、その後令和 22（2040）年には人口置換水準 2.07 まで上昇すると仮定するほか、社会移動も回復する（転入と転出の差が０）と仮定した場合の推計を採用しました。

本計画では、人口ビジョンとの整合を図って、目標年度である令和 12（2030）年の人口を 18,694 人として設定し、実現に向けて各施策の展開を図ります。

図　人口ビジョンにおける人口推計

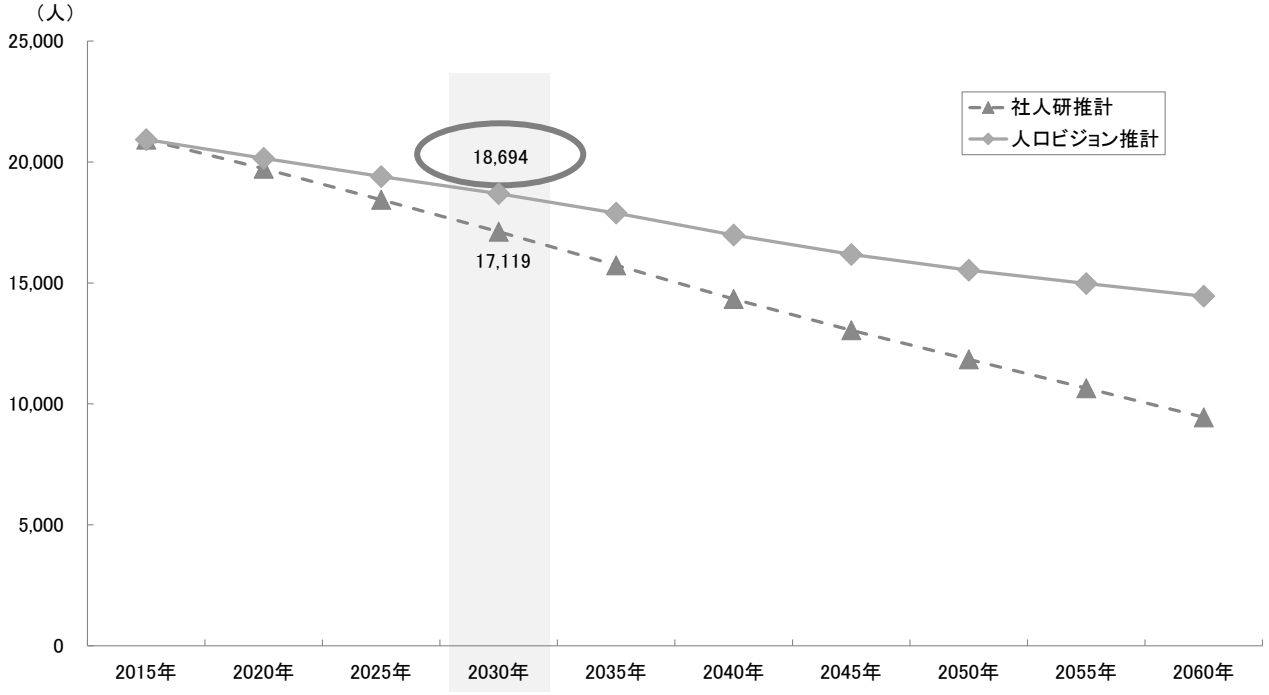

※人口ビジョン（令和2（2020）年）を元に作成

３－２．土地利用フレーム

土地は、将来にわたっての住民の生活や生産活動の基盤であることから、長期的視点に立ち、秩序ある合理的な利用を図ることが大切です。

本町の地形やまちの成り立ち、地域特性を踏まえ、「森林環境保全ゾーン」「田園集落地保全ゾーン」「市街地ゾーン」と位置づけ、それぞれの区分のめざす基本的な方向性を整理します。

（１）森林環境保全ゾーン

市街地南東部の緑豊かな森林が見られる山間部の地域に位置付け、北アルプス（剱岳など）から連なる緑豊かな森林環境を保全するとともに、穴の谷霊場、上市黒川遺跡群など歴史・文化資源の保全・活用を図ります。

（２）田園集落地保全ゾーン

本町の市街地を取り囲み、平野部の農地や集落地が点在する地域に位置付け、田園と集落地が調和した環境を保全するとともに、住み慣れた土地で快適に暮らすことができるように生活環境の維持などを図ります。

（３）市街地形成ゾーン

上市町の用途地域が指定されている地域を「市街地形成ゾーン」として位置付け、都市機能を集約するとともに、若者などの定住・移住を促進する良好な住環境や、建物などが調和した美しい街並みの創出などにより、人々で賑わう市街地の形成を図ります。

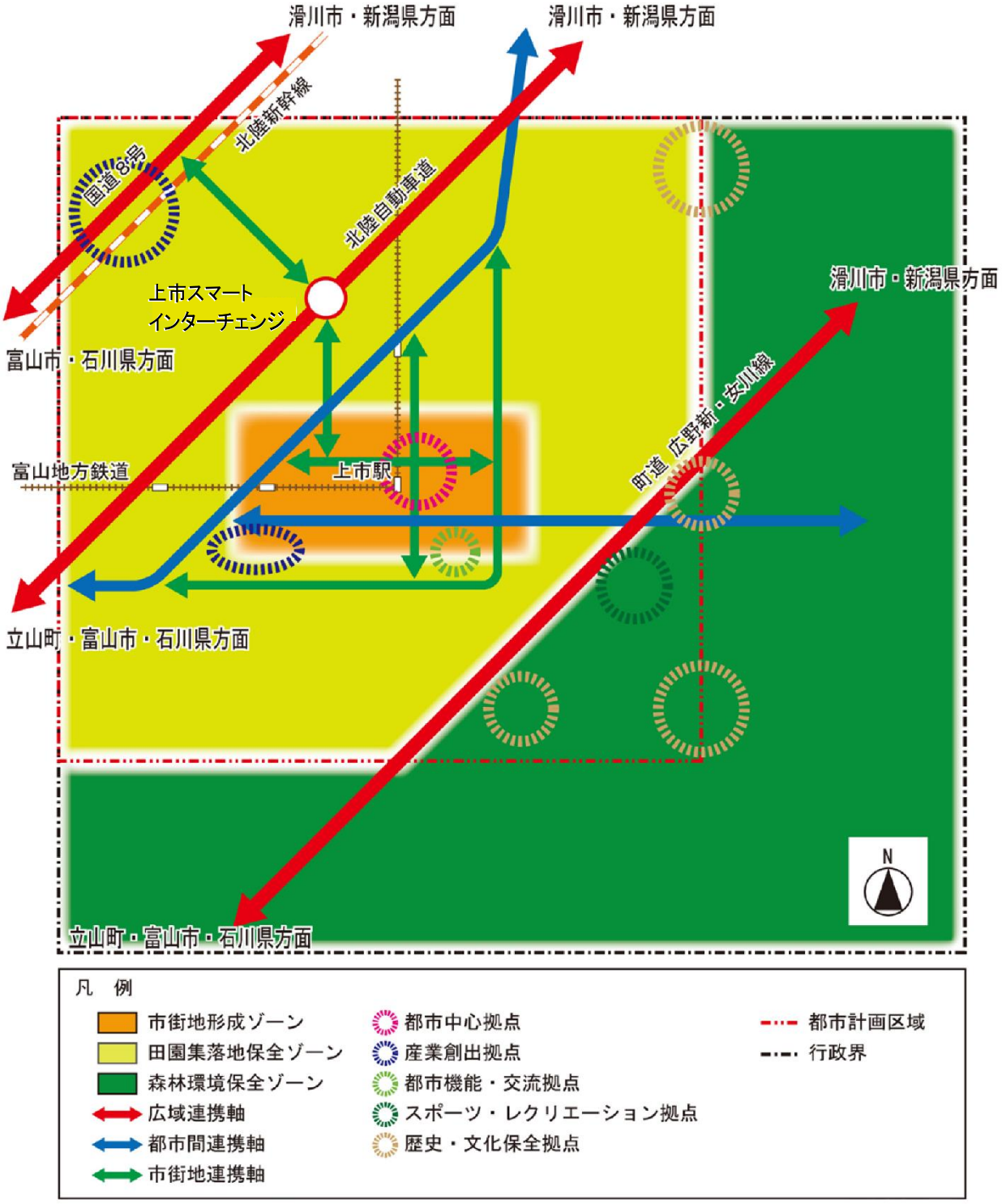
滑川市・新潟県方面
滑川市・新潟県方面
北陸新幹線
国道8号
北陸自動車道
上市スマート
インターチェンジ
富山市・石川県方面
滑川市・新潟県方面
町道 広野新・安川線
富山地方鉄道
上市駅
立山町・富山市・石川県方面
立山町・富山市・石川県方面
N
凡　例
市街地形成ゾーン
田園集落地保全ゾーン
森林環境保全ゾーン
広域連携軸
都市間連携軸
市街地連携軸
都市中心拠点
産業創出拠点
都市機能・交流拠点
スポーツ・レクリエーション拠点
歴史・文化保全拠点
都市計画区域
行政界

図　将来都市構造

4　施策の大綱

※今後、将来像の設定に対応した施策体系を組み立てます。

1　子育て支援

豊かな自然に抱かれて、出産から子育てまでの一連の流れを切れ目なく支えることができるよう、地域ぐるみで安心して子育てができるまちを目指します。

親が安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまちとなるよう、乳幼児・児童数やニーズの動向を注視しながら、ニーズの変化に応じた子育て支援を行うことができるよう、サービス提供体制の充実や関係団体・機関の分野を超えた連携、サービスの質の向上等を図ります。

また、本町で培われてきた地域の人材や地域住民同士のつながりを活用しながら、地域ぐるみの子育てを推進し、より多くの住民が子育てに関わることで、子育て家庭の負担軽減を図るとともに、子どもの健全な成長へつなげます。子育て世帯の中には、悩みを相談する機会をもっていない人や、経済的な支援を求める人がいることから、こうした支援を必要とするすべての子どもや家庭に対し、適切な支援が行き届くよう努めます。

１－１　子育て支援の充実

１－１－１　保育サービスの充実
１－１－２　地域子ども・子育て支援事業の充実
１－１－３　次代の親の育成
１－１－４　子どもの居場所づくりの充実

１－２　すべての子育て世帯を地域で支える環境の整備

１－２－１　子育てに関する情報提供・相談体制の強化
１－２－２　家庭や地域における子育て環境の充実
１－２－３　母子保健の充実
１－２－４　仕事と子育ての両立支援
１－２－５　すべての子どもが健やかに成長できる環境の整備

２　福祉・健康

町民一人ひとりが主体的に健康に心掛け、仲間や地域とのつながりをつくることで、生きがいと幸福感を感じながら暮らせるまちを目指します。

少子高齢化やライフスタイルの変化等により、地域のつながりが希薄化すると、生活の中で助けを必要とする高齢者や障がい者、ひきこもり、低所得者等の社会的孤立が増加することが懸念されます。

だれもが住み慣れた地域で生き生きとした生活をおくることができるよう、包括的な相談支援体制の構築と、町民一人ひとりの努力（自助）、町民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携により、支え合う仕組みづくりを推進します。

また、心身ともに生涯元気に暮らせるよう、安心して医療を受けることができる体制を確保するとともに、町民が主体的に健康に関心を持ち、健康づくり活動の促進を図るとともに、生活習慣病や感染症予防対策の充実を図ります。

２－１　地域福祉の推進

２－１－１　地域福祉活動の促進
２－１－２　高齢者介護・福祉の充実
２－１－３　障害者福祉の推進
２－１－４　社会保障制度の適切な運営

２－２　健康づくりの推進

２－２－１　町民の主体的な健康づくりの推進
２－２－２　生活習慣病予防と感染症防止策の推進
２－２－３　こころの健康づくりの推進

２－３　地域医療の推進

２－３－１　地域医療体制の確保・充実
２－３－２　かみいち総合病院の経営改善

３　教育・文化

上市町の子どもたちが、時代に対応し、たくましく生きていくために必要な、人間力や社会性を培う教育が実践できるまちを目指します。また、町民一人ひとりが多様な生き方や価値観を尊重しつつ、充実した学習活動やスポーツ活動、創作活動ができる環境をつくり、豊かな地域文化を目指します。

子どもたち一人ひとりがこれからの社会に必要とされる人間力と社会性を培うことができるよう支援するため、地域と行政が連携して、学校教育における学びの質と環境を充実させていきます。

また、町民が、年齢に応じた学習活動に取り組んで知識を豊かにしたり、スポーツに関心を持って、積極的に親しんだりする環境づくりのほか、豊かな芸術・文化に身近にふれ、それらを守りながら生活するとともに、意欲的な創作活動による、新たな地域文化が育まれることを支援していきます。

人権について、教育・啓発等を通じ、社会通念、慣行、偏った意識、制度等を見直し、多様な価値観や生き方を尊重する意識を育み、家庭、職場、学校等において障害や性別、人種などの区別なく協力しあう社会づくりや、文化の多様性への理解が進むよう努めます。

３－１　学校教育の充実

３－１－１　教育内容の充実

３－１－２　教育環境の充実

３－１－３　地域と共に取り組む学校づくり

３－２　生涯学習の振興

３－２－１　生涯学習活動の推進

３－２－２　生涯学習環境の充実

３－３　スポーツの振興

３－３－１　スポーツ活動の推進

３－３－２　スポーツ環境の充実

３－３－３　ｅスポーツの普及

３－４　地域文化の振興

３－４－１　文化財の保護と活用

３－４－２　ふるさと学習の充実

３－５　多様性を尊重した社会づくりの推進

３－５－１　人権教育の推進

３－５－２　共生社会形成の推進

３－５－３　文化の多様性への理解の推進

４　産業

緑と水の豊かな自然や美しい景観、文化、歴史などの地域資源を活用し、上市町に根差した産業の振興を目指すとともに、時代のニーズに対応した産業の支援や、事業者同士が協力し合って取り組むことへの支援を通じて、魅力があって力強い地域経済の実現を目指します。

意欲ある担い手が質・量ともに安定した農林業を営めるような環境づくりに努めるとともに、地域ぐるみの集落環境の保全に努めます。

また、町内の企業、事業所の経営や雇用環境の向上を支援するとともに、買い物支援等の施策を展開し、まちの賑わいにつなげていきます。

観光・交流では、町の宝である自然・歴史・伝統文化・産業を見つめ直し、住民や上市町に関わるすべての人々を大きなわ（輪、和、環）で繋ぐという「上市まちのわ宣言」に基づいて、町の魅力づくりや情報発信の強化、エコツーリズムの推進、受け入れ体制の強化等、上市ファンの増加に向けた取り組みを推進します。

４－１　農林業の振興

４－１－１　担い手の確保・支援

４－１－２　生産性向上に向けた取り組み

４－１－３　森林資源の保全と活用

４－１－４　有害鳥獣対策への支援の強化

４－２　商工業の振興

４－２－１　勤労環境の向上

４－２－２　経営基盤への支援

４－２－３　起業への支援と企業誘致

４－２－４　商業・サービス業の魅力向上

４－３　観光・交流の拡充

４－３－１　観光情報の発信

４－３－２　上市ブランドの構築

４－３－３　受け入れ体制の強化

５　基盤整備

生活に必要な社会基盤の維持・整備を進め、「住みたい」「住み続けたい」と思うことができて、安全で安心の暮らしができるまちを目指します。

上市町への移住・定住を促進するため、町内の自然環境や上市スマートインターチェンジの開通、お試し居住、子育て支援策、町内企業・事業所の魅力等、町内での生活を安心して始め、「住み続けたい」と思えるよう、きめ細やかな情報発信と生活支援を強化していきます。

良質な生活環境を確保するために、地域ぐるみの防犯活動や公園の維持を推進するほか、上・下水道、斎場・墓地公園の適切な維持管理を推進します。

町内の交通網については、上市スマートインターチェンジの開通に伴い、地域産業の活性化、救急医療施設へのアクセス性の向上が期待されることから、道路ネットワークの充実に努めるとともに、公共交通維持・確保・充実により、交通弱者や観光・交流での訪問者への交通手段の確保に努めます。

エネルギーの有効活用や環境意識の普及啓発などを通じて地球温暖化対策、循環型社会に向けた、人や自然にやさしい環境づくりを推進します。

複雑・多様化する災害に対処するため、地域の総合的な防災力の向上と、「国土強靭化」による防災・減災体制の充実を図るとともに、消防団や自主防災組織を中心とした地域防災力の向上に努めます。また、災害の被害を最小限に食い止めるために、災害に強いまちづくりを推進します。

５－１　移住・定住支援の強化

５－１－１　移住・定住促進への支援　　５－１－２　結婚支援

５－２　生活環境の充実

５－２－１　良好な住環境の確保　　５－２－２　公園緑地の保全
５－２－３　水道事業の推進　　５－２－４　下水道の維持管理の推進
５－２－５　地域防犯活動の充実　　５－２－６　斎場・墓地公園の適切な維持管理

５－３　交通網の整備・維持・確保

５－３－１　道路網の整備・維持管理　　５－３－２　持続可能な公共交通体系の構築
５－３－３　交通安全対策の充実

５－４　環境の保全

５－４－１　自然環境の保全
５－４－２　ごみの減量化・資源化・適切な処理の推進
５－４－３　地球にやさしいまちづくりの推進

５－５　防災体制の強化

５－５－１　防災・減災体制の充実
５－５－２　地域防災力の向上
５－５－３　災害に強いまちづくりの推進

６　行財政運営

町内においてまちづくりの担い手を確保するとともに、一人ひとりが考え、まちづくりに自発的・意欲的に参画し、それぞれの役割を全うし、お互いが支え合うまちを目指します。

また、町内外からの担い手を増やすため、上市町に縁の深い事業者、出身者等の関係人口の拡大に努めます。

町民一人ひとりが活躍できる地域社会の形成に向けて、地域課題の解決に向けて主体的に取り組む地域づくり活動の充実を図ります。

効果的で効率的な行政運営に向けて、多様な主体がお互いの特徴を理解し、尊重した上で、連携・協力し合って、地域資源を活かしたまちづくり活動を行う環境を充実させていきます。また、役場業務の業務改善や民間活力の活用、住民が必要な情報を住民目線で提供するための情報化の推進、議会への住民参加の促進、財政の健全化に向けた取り組み等を進めていきます。

６－１　協働のまちづくりの推進

６－１－１　地域づくり活動の充実

６－１－２　市民団体等との協働

６－２　行財政運営の推進

６－２－１　多様なメディアを活用した広報活動の推進

６－２－２　利便性と質の高い行政サービスの推進

６－２－３　健全な財政運営の推進